

洲原公園レクリエーション施設

指定管理業務仕様書

刈谷市

目 次

洲原公園レクリエーション施設管理運営業務仕様

1	目的・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	施設の概要・・・・・・・・	1
3	法令等の遵守・・・・・・・・	1
4	休日と使用時間・・・・・・・・	2
5	管理運営体制・・・・・・・・	3
6	業務内容・・・・・・・・	3
7	備品・消耗品等の所有権・・・・・・・・	8
8	保険への加入・・・・・・・・	8
9	個人情報保護に関すること・・・・・・・・	9
10	立ち入り検査・・・・・・・・	9
11	指定期間の前に行う業務・・・・・・・・	9
12	事業計画、事業報告等に関すること・・・・・・・・	9
13	協議・・・・・・・・	9
14	注意事項・・・・・・・・	10
15	設備一覧・・・・・・・・	10
16	備品一覧・・・・・・・・	15

その他管理業務仕様

1	施設の概要・・・・・・・・	18
2	清掃仕様書・・・・・・・・	21
3	共通仕様書・・・・・・・・	25
4	標準仕様書／洲原温水プール・・・・・・・・	28
5	標準仕様書／洲原ロッジ・・・・・・・・	30
6	指定管理区域図・・・・・・・・	31

洲原公園レクリエーション施設管理運営業務仕様

1 目的

この仕様書は、洲原公園レクリエーション施設条例及び同施行規則に定めるもののほか、指定管理者が行う業務の詳細について定めることを目的とする。

2 施設の概要

1 名 称 洲原公園レクリエーション施設

2 所 在 地 刈谷市井ヶ谷町松ヶ崎6番地1

3 主要施設（詳細についてはP18「その他の管理業務仕様／施設の概要」を参照）

洲原温水プール、洲原テニスコート、クラブハウス、洲原デイキャンプ広場、ファイヤー広場、洲原ロッジ、自転車置場

3 法令等の遵守

洲原公園レクリエーション施設の管理運営業務を行うにあたっては、本仕様書の他、次の法令等を遵守すること。

（1）地方自治法

（2）都市公園法

（3）刈谷市都市公園条例

（4）洲原公園レクリエーション施設条例

（5）刈谷市公共施設予約案内システムに関する規則

（6）愛知県プール条例

（7）旅館業法

（8）刈谷市個人情報保護条例

（9）刈谷市情報公開条例

（10）労働基準法

（11）施設維持、設備保守点検に関する法規

水道法、建築物における衛生的環境の確保に関する法律、消防法等

（12）その他関連法規

4 休日と使用時間

(1) 休日

施設の休日は、次に掲げるとおりとする。

ただし、市長が特に必要と認めたときは、変更することができる。

区 分	休 日
洲原温水プール	1 水曜日
洲原テニスコート	2 1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日まで
洲原デイキャンプ施設	
洲原ロッジ	1 水曜日
	2 1月1日から1月3日まで及び12月28日から12月31日まで

(2) 利用時間

施設の利用時間は原則次に掲げるとおりとする。

ただし、市長が特に必要と認めたときは、変更することができる。

区 分		利 用 時 間
洲原温水プール	平日	午後1時から午後8時まで
	土曜日、日曜日及び祝日	午前10時から午後8時まで
洲原テニスコート	通年	午前7時から午後9時まで
洲原デイキャンプ施設	デイキャンプ広場	午前9時から日没まで (洲原ロッジに宿泊する場合は、午後9時まで)
	ファイヤー広場	午後3時から午後9時まで
洲原ロッジ	宿泊	使用開始の日の午後1時から使用終了の日の午前10時まで
	休憩	午前10時から午後5時まで

備考：この表において「祝日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。

5 管理運営体制

- 1 施設の管理運営に係る業務の適切な遂行並びに総合的な把握及び調整を行う総括責任者を配置すること。
- 2 勤務体制は、以下の点を遵守し、勤務内容に合わせて必要な人員を配置し、管理運営にあたること。

(1) 洲原温水プール

①プール管理責任者

洲原温水プールに、プールの総括責任者として、常時1名以上の常勤職員を配置し、監視責任者・監視員の指導監督にあたること。

②監視員・監視責任者

監視員は、利用者に負傷や事故等が発生した場合に、監視責任者との密接な連携のもとに、適切かつ迅速な応急救護を行うとともに、そのための訓練を恒常的に受けていなければならない。なお、監視責任者として必ず「日本赤十字社水上安全法救助員」、「日本赤十字社救急法救急員」又は「(財)日本体育施設協会認定水泳指導管理士」の資格を有する者を常時プールに1人配置すること。また、プール内の監視は常時2名以上の体制を維持し、土日祝日のほか繁忙期には3名以上の体制で利用者数等に応じ安全性を確保できるよう監視員を配置すること。

(2) 洲原ロッジ

①宿直業務員

洲原ロッジの宿泊業務、夜間の施設巡視及び早朝の開錠業務等を行う者を休館日以外は配置すること。

(3) 受付業務

①受付員

洲原公園レクリエーション施設における総合案内、受付、予約案内業務のため、受付員を常時2名以上配置すること。

6 業務内容

1 施設管理業務

業務の対象は、指定管理区域とする。業務の実施にあたり、適用を受ける関係法令等を遵守すること。

なお、美観、安全、衛生において良好な状態に保つことができないおそれがある場合は、この仕様書の記載の有無にかかわらず、指定管理者は良好な状態を保つために必要な処置を講じなければならない。

(1) 留意点

- ア 施設管理について、年間及び指定期間中の長期的な管理計画を作成し、計画に沿った施設管理作業マニュアルを作成すること。
- イ 施設管理費の低減を図るため、新たな施設管理手法等について積極的に取り組むこと。
- ウ 感染症拡大防止のための施策を徹底すること。

(2) 建築物、電気設備、機械設備、空調設備、消防設備、建築物付属備品、遊具、工作物等（以下「建築物等」という。）管理業務

ア 保守点検業務

建築物等の性能又は機能の維持に必要な保守点検を行うこと。

イ 建築物等清掃業務

施設利用者が快適に利用することができ、建築物等の性能又は機能の維持に必要な日常清掃、定期清掃を行うこと。（P21「清掃仕様書」を参照）

- ウ 異常を発見したときは、速やかに使用停止あるいは応急措置を行い、必要な指示を受けるものとする。

(3) 施設内清掃業務

施設利用者が常に快適に利用できるよう日常清掃、定期清掃、特別清掃を適切に行うとともに、施設利用者の支障とならないように十分配慮すること。

ア 屋外及び各施設

日常清掃については、実施業務内容を記録し、保管しておくこと。

使用開始前にゴミ拾いを行うこと。

トイレの床面及び衛生陶器は、洗剤等を用いて水洗いし、こまめに巡回点検し、汚物があれば除去をすること。また、壁面及び鏡の雑巾がけ、トイレトペーパー及び洗浄液等の補充などを行うこと。

ロッカーは、拭き掃除を行うとともに忘れ物がないか点検すること。

ゴミ箱等から排出される廃棄物について、市が定める分別収集方法に従い指定管理者の責任において行うこと。

施設及びその周辺のゴミ拾い、掃き掃除は随時行うこと。

その他利用者が快適に利用できるよう、適宜清掃すること。

害虫駆除を6か月以内に1回以上、全館一斉に行うこと。使用する薬品及び散布方法はそれぞれの箇所に最適にものを選択すること。

ワックス塗布、害虫駆除及び受水槽、補給水槽の清掃は、休館日に行うこと。

照明器具の清掃は年に1回行うこと。

イ 洲原温水プール

ロッカー室の清掃は、すのこを上げ、掃除機でゴミを吸い取る。また、毛髪等が溜まり

やすいところは随時除去すること。

ロッカーは、月に1回消毒清掃すること。

シャワーのカーテンは、2か月に1回洗濯すること。

器具庫、機械室については、週に1回掃き掃除を行うこと。

の浮遊物及び水底沈殿物を除去すること。

プールサイド及び通路等は、水洗いし、ブラシ及びポリシャー等で清掃するとともに水切りを行うこと。

採暖室、すのこを取り外し、休憩用ベンチ等は雑巾等で清掃を行うこと。

各排水溝等は、目皿の清掃を行うとともにグレーチング等を上げて清掃し、汚れや臭いが残らないようにすること。

プールの換水清掃は、年2回行うこととし、事前に作業計画書を提出し、市の承認を受けるものとする。また、その際にプール室内、器具庫及び機械室等全体の清掃も行うこと。なお、換水清掃を実施する際に大量の水を使用するため、市の浄水管理事務所へ連絡すること。

ウ テニスコート

テニスコートのネット等に破損がないか確認を行うこと。

エ 洲原デイキャンプ場

洲原デイキャンプ広場について、使用終了時刻後にゴミ拾い、残炭処理を行うとともに炭捨て場を水洗いし火の後始末の確認を行うこと。

野外卓の上を乾拭きし、炭捨て場に廃棄物等がないか確認を行うこと。

オ 洲原ロッジ

食堂の排水溝はグレーチング等を上げて清掃し、汚れや臭いが残らないようにすること。宿泊室使用後に清掃する際には、備品等の数量を確認するとともに、押入れに不審物等がないことを確認すること。

一定期間利用の無い宿泊室については、必要に応じ日常清掃を行うこと。

(4) 各施設の開錠及び施錠の管理業務

ア 開錠及び施錠は確実に行うこと。特に施錠については複数回確認すること。

イ 鍵の保管は厳重に行うこと。

(5) 日常点検業務

目視点検等により、施設・設備・遊具等の日常点検を行うこと。

2 施設及び設備等の修繕業務

- (1) 原則として施設及び設備の修繕については、1件につき50万円（消費税及び地方消費税を含む）以上のものは、協議の上、市が実施するものとする。1件につき50万円（消費税及び地方消費税を含む）未満のものは、協議の上、指定管理者が実施するものとする。1件につき5万円未満の簡易な修繕は協議を必要としない。

- (2) 施設及び設備等が破損、老朽化などした場合で、安全又は管理運営上、次年度以降の計画的な修繕で対応可能なものについては、原則として毎年1回、市が別途指示するときに必要修繕項目・修繕内容・必要金額・優先順位等を整理し、毎年9月末日までに市に報告すること。
- (3) 修繕を実施した場合は、修繕台帳等を作成し、記録しておくこと。
- (4) 災害等により、施設及び設備等が破損した場合の修繕は、市と協議のうえ決定すること。

3 運営業務

施設は常に利用者に開かれたものとし、公園利用者に対し公平な運営に留意し、以下の業務を行うとともに、施設利用者への便宜供与、利用促進、安全管理について、指定管理者の判断により適切に行うこと。

(1) 施設案内、利用案内、接遇業務

- ア 接客対応、電話・メール対応、団体対応（学校行事・一般団体・視察等）、苦情対応等にあたること。
- イ 施設に関する要望及び苦情に対しては、誠意を持って対応するとともに、解決困難な場合は、市へ報告し、指示を受けること。

(2) 施設利用者ニーズの把握とサービス向上に関する業務

- ア 利用者や地域住民の意見・要望等の聴取等、利用者ニーズの適切な把握を行うこと。
- イ 利用者ニーズを反映した運営を行い、サービス向上に努めること。

(3) 利用促進業務

ア 自主事業の実施

年間を通じて、スポーツ教室等のイベントを企画し、施設の利用促進が図れるものを実施すること。

なお、実施にあたっては、各種法令等を遵守し公共の施設であることを十分認識し、その機能を阻害しないような事業とすること。

また、自主事業を実施する際は、あらかじめ年間の自主事業を計画し、市の承認を得て実施すること。また、その際の参加費用等の設定は著しく高額としないこととし、プールやテニスコートなどを利用して行うときは「洲原公園レクリエーション施設条例」で定められた使用料を納めること。

洲原ロッジの魅力及び稼働率向上を図るための新たなサービスについて、提案を検討すること。

イ 指定事業

- ①夏休み期間中の営業日及び使用時間の拡大
- ②スポーツの日における温水プール無料開放

ウ 市や他団体等との共同イベント等の企画・実施、またそれらが開催するイベント等へ積極的に支援協力をする。

エ 総合的な学習の時間における利用、遠足等児童生徒の利用、学校行事などの依頼には積極的に応じること。

(4) 施設の情報提供、広報、広告に関する業務

- ア パンフレット等を作成、配布すること。
- イ 施設を紹介するホームページの作成及び運用。
- ウ その他、施設の利用促進に有効な宣伝広報。

(5) 使用料の收受業務

- ア 収納した使用料の日報及び納入通知書の作成と保管現金との照合。
- イ 収納金出納簿の記入と保管現金の管理。
- ウ 収納した使用料の刈谷市指定金融機関等への払込み（週2回以上の入金、月末分の使用料は翌月はじめの営業日に入金）。

(6) 受付業務

ア 洲原温水プール

- ①利用券の受付
- ②利用券（回数券、割引利用券等）の販売
- ③団体、心身障害者及び65歳以上の利用者の受付

イ 洲原テニスコート

- ①刈谷市公共施設予約案内システムによる申込受付及び使用料の徴収
- ②クラブハウス内施設（テニスコート使用者専用）の使用コインの販売

ウ 洲原デイキャンプ施設

- ①独自システムによるデイキャンプ施設使用の予約受付及び許可

エ 洲原ロッジ

- ①刈谷市公共施設予約案内システムによる宿泊者の予約受付及び宿泊名簿の作成
- ②宿泊当日の受付及び料金徴収
- ③休憩利用者の当日受付案内（施設利用のない日に限る）

(7) 災害、緊急時の対応に関する業務

- ア 災害時行動マニュアル・危機管理マニュアルを作成し、地震、風水害等の災害及びその他の緊急事態が発生した場合又は発生のある恐れがある場合には、施設利用者及び施設の安全確保等、適切な措置を講じること。
- イ 事故や火災等の緊急事態が発生した場合は、速やかに必要な措置を講じるとともに、市を含む警察、消防等関連機関に対して通報すること。
- ウ 発生状況・被害状況について調査し、市に報告すること。

(8) 警備に関する業務

ア 常 時

施設内を適宜巡回し、不審者・不審車両の進入防止、不審物の発見・処置、火の元・消火器・火災報知器の点検及び放置物の除去等を行うこと。

イ 建物開園時間外

機械設備を基準とし、異常の発生に際しては、速やかに対応できるよう体制を整えること。

(9) 施設内巡視及び利用指導業務

ア 利用者が安全・快適に本公園を利用できるよう施設内巡視を常に行うこと。

イ 施設・設備の利用方法について、説明不足による事故が発生することがないように、十分な指導・説明を行わなければならない。

ウ 駐車場における事故防止に努めること。特に繁忙期などは必要に応じて人員を配置し、車両の正常駐車の手引と誘導するなど関連施設の安全管理に努めること。

7 備品・消耗品等の所有権

(1) 指定管理者に貸与する備品（詳細はP15「刈谷市備品一覧表」を参照）については市の所有とし、その使用及び保管には十分注意すること。

(2) 指定管理者が、自ら購入・搬入し、保管を要する備品等については、指定管理者の所有とする。（指定管理料の中から管理運営上必要な備品を購入した場合も同様とする。）

指定管理者は、品名、規格、金額、購入年月日、設置場所等を明示した備品台帳を作成すること。

(3) 消耗品に関しては、原則、指定管理者の所有とする。ただし、指定期間満了の日に残存するものについては、市と指定管理者の協議において両者が合意したものについては、市又は市が指定するものに対して引き継ぐものとする。

(4) 施設長を備品の廃棄処理責任者と定めて刈谷市の備品を廃棄する際は市と協議する。

8 保険への加入

業務実施にあたり生じた事故等の損害については、施設の瑕疵に起因する場合及び市の責に帰する場合を除き、全て指定管理者の責任とする。

指定管理者は、前項の賠償責任の履行確保のため、損害賠償責任保険に加入するものとし、その他火災保険等、指定管理者が必要と判断する保険があれば加入すること。

指定管理者に起因する事故において、市がその賠償金、見舞金、損害金等の名目で金品を支出した場合、市は指定管理者に求償できるものとし、指定管理者はこれに異議なく応じるものとする。

9 個人情報保護に関すること

- (1) 個人情報の取り扱いにあたっては、個人情報の保護に関する法律及び刈谷市個人情報保護条例に基づき、市の定める基準に従い、適切な管理を行わなければならない。
- (2) 個人情報保護の大切さを従業員に周知・徹底させ、関連法規を参考に内部規定やチェック体制を整えること。
- (3) 指定管理業務終了後の個人情報の取り扱いについて定めること。
特に、刈谷市公共施設予約案内システムによる個人情報の取り扱いには十分注意すること。

10 立ち入り検査

市は必要に応じて、施設、物品、各種帳簿等並びに管理運営の実地について検査を行うことができる。指定管理者は、合理的な理由無く、これを拒否できないこととする。

11 指定期間の前に行う業務

- (1) 協定項目についての協議
- (2) 施設の休日・利用時間の協議
- (3) 業務等に関する各種既定の作成、関係団体との協議
- (4) デイキャンプ施設使用の予約受付を行う独自システムの整備
※令和8年3月1日から令和8年4月利用分の予約受付ができるようにすること。
- (5) その他、円滑に業務を実施するために必要な業務

12 事業計画、事業報告等に関すること

- (1) 毎年度、翌年度の事業計画書を2月末までに提出すること。
- (2) 毎月終了後、実績報告書を翌月の10日までに提出すること。
- (3) 会計年度終了後、市が指定する期日までに事業報告書を提出すること。
- (4) 利用者等の意見や要望を把握し、運営に反映させるとともに、結果を報告すること。
- (5) 定例会を年4回以上行い、その際の議事録を提出すること。
- (6) その他、市が必要とする報告書を提出すること。

13 協議

指定管理者は、この仕様書に規定するほか、指定管理者の業務の内容及び処理について、疑義が生じた場合は市と協議し、決定すること。

14 注意事項

- (1) 指定管理者（業務従事者）は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。このことは、契約の解除又は契約期間終了後においても同様とする。
- (2) 指定管理者（業務従事者）は、管理運営業務の全部を第三者に委託することはできない。
- (3) 指定管理者（業務従事者）は、事前に市の承認を受け、管理運営業務の一部を第三者に委託することができる。
- (4) 指定管理者（業務従事者）が管理運営業務の一部を第三者に実施させる場合は、すべて指定管理者（業務従事者）の責任及び費用において行うものとし、管理運営業務に関して指定管理者（業務従事者）が使用する第三者の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用については、すべて、指定管理者（業務従事者）の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用とみなして、指定管理者（業務従事者）が負担するものとする。
- (5) 公の施設であることを常に念頭において、公平な運営を行うこととし、特定の団体等に有利あるいは不利になる運営をしないこと。
- (6) 桜まつり等、市が洲原公園で行うイベント等に協力すること。
- (7) 市が行う洲原公園レクリエーション施設の修繕等のために営業できない期間について、スポーツ教室の他、自主事業等のスケジュール調整を行うこと。
- (8) 施設の周辺を含む樹木の剪定業務に関しては市が行うものとし、それ以外の日常的な清掃等は、指定管理者が行うものとする。

15 設備一覧

(1) 污水处理施設（浄化槽型式 AWR-56 m³/日-10 mg/l 545人槽）

機器名	メーカー名	型番	数量
ばっき送風機	アンレット	BH-65 3.7KW 200V	2台
原水ポンプ	新明和	CR-501 0.75KW 200V	2台
調整ポンプ	新明和	CVL-501 0.75KW 200V	2台
放流ポンプ	新明和	A-401T 0.4KW 200V	2台
逆洗ポンプ	新明和	A-501T 0.75W 200V	1台
自動スクリーン	ナカムラ	NS-600S 0.1KW 25W	1台
調整槽用送風機	アンレット	BSS-32 0.75KW 200V	1台
電磁流量計	山武計装	HM-3224	1式
逆洗水調整ポンプ	新明和	CRS501 0.4KW 200V	2台
逆洗槽用送風機	アンレット	BH50 2.2KW 200V	1台

(2) ガスボイラー

機器名	メーカー名	型番	数量
洲原温水プール	タクマ(株)	GFL-500BN 型	1 缶
		GFL-630CN 型	1 缶
洲原ロッジ		GSAN-160WN 型	1 缶

(3) 空調設備

①洲原温水プール

機器名	メーカー名	型番	数量
空気調和機	新晃工業	DV-45 AC-1	1 台
	新晃工業	DV-6 AC-2	1 台
空冷ヒートポンプ	ダイキン	RQYP280A (天埋ダクト型)	2 台
		RZYP140K (天理型)	1 台
		RZYP80KT (天理型)	1 台
顕熱交換扇	西部技研	PAU-FP1500S	1 台
還気ファン	エバラ	N04 1/2 DRM3	1 台
デリバントファン	日本フレクト	DPAC-370-S-C	2 台
給排気ファン	エバラ	N03 SRMII	1 台
		N02 SRMII	2 台
		N02 1/2 SRMII	1 台
		N02 SRM3	2 台
		N03 1/2 SRMII	1 台
		N01 1/2 SRMII	1 台
エアコン	三菱電機	PC-RP・KA(L)15 (天吊型)	2 台

②洲原テニスコート (クラブハウス)

機器名	メーカー名	型番	数量
エアコン	ダイキン	RZYP63KT (天井カセット型)	1 台

③洲原ロッジ

機器名	メーカー名	型番	数量
エアコン	ダイキン	RZYP40KT (天井カセット型)	6 台
		RZYP63KT (天井カセット型)	2 台
		RZYP160K (天井カセット型)	2 台
		R28CCV (天井カセット型)	1 台
		R28GNV (天井カセット型)	1 台
		RQYP280A (床置型)	1 台
		2M53GV (マルチ型)	1 セット

(4) 消防設備

①洲原温水プール

機器名	仕様	数量
自動火災報知設備		1 式
受信機 (P 型 1 級 1 0 L)		1 台
感知器	差動式感知器	3 8 箇所
	定温式感知器	4 5 箇所
	煙感知器	1 2 箇所
発信機		6 箇所
防火対象物点検		1 式
ベル		8 箇所
表示灯		6 箇所
非常警報 (放送) 設備		1 式
本体		1 台
スピーカー		1 7 箇所
誘導灯設備		1 3 箇所
ガス漏れ火災警報器		3 箇所
屋内消火栓設備		2 箇所
消火器		9 個

②洲原テニスコート (クラブハウス)

機器名	仕様	数量
消火器		1 個

③洲原ロッジ

機器名	仕様	数量
自動火災報知設備		1 式
副受信機 (1 0 L)		1 台
感知器	差動式感知器	2 0 箇所
	定温式感知器	1 4 箇所
	煙感知器	5 箇所
発信機		2 箇所
ベル		2 箇所
表示灯		2 箇所
非常警報 (放送) 設備		1 式
本体		1 台
スピーカー		1 4 箇所
誘導灯設備		7 箇所
屋内消火設備		2 箇所
消火器		6 個

(5) 警備装置

機器名	仕様	数量
セコムDX	一般公衆回線使用（常時断線監視機能付）	1 式

(6) 空調用自動制御機器及び中央監視装置

①空調用自動制御機器

機器名	仕様	数量
電気自動制御機器	サーモスタット	1 台
電子式自動制御機器	(a) 検出部	3 7 箇所
	(温湿度、圧力、露天、流量等)	
	(b) 調節部	1 6 箇所
二方弁、三方弁、電磁弁類		2 1 個
制御盤		1 台

②中央監視装置

機器名
中央監視センター装置
フロッピーディスク及びハードディスク
表示器（液晶）、キーボード
ロギングプリンター
RS（リモートステーション）
内蔵・外付UPS（無停電電源装置）

※内蔵・外付UPS（無停電電源装置）：停電時のバックアップ

(7) ポンプ及びコンプレッサー

機器名	メーカー名	型番	数量
加圧給水ポンプ	(株)川本製作所	自動給水 KF2-50P2、2	1 台
		給湯加圧 KTH2-40A1、5	1 台
循環ポンプ	(株)川本製作所	PSS-406-0.75	1 台
		PE-406-0.75	2 台
		F-1256-M11	2 台
		F-806-M5.5	1 台
		F-656-M3.7	1 台
		PE-506-3.7	1 台
コンプレッサー	日立	1.50P-9.5G6(N01)	1 台
		1.50P-9.5GB6(N02)	1 台
エアクーラー	SMC	IDF2E-10	1 台

(8) 自動扉

機器名	メーカー名	型番	数量
自動扉装置（両開き）	ナブコドア(株)	電動式DS型	4 箇所

(9) ソーラーシステム

機器名	メーカー名	型番	数量
集熱器	三洋電機株	STC-BH250	1 2 0 基
蓄熱槽		ST-1	1 基
集熱ポンプ			1 式
集熱コントローラ		STC-501AS	1 式
凍結防止システム		開放落水型	1 式

(10) ろ過装置

機器名	メーカー名	型番	数量
濾過装置	東西化学産業株		
大プール循環用循環濾過装置		APF-100 型	1 台
大プール環水用循環濾過装置		APF-100 型	1 台
小プール用循環濾過装置		APF- 50 型	1 台
PWSモニター			
大プール用 P S Wモニター			1 台
小プール用 P S Wモニター			1 台
薬品注入装置			
滅菌剤注入装置			
清澄剤注入装置			
エア受ボックス			
制御盤			

16 備品一覧

所在場所	品 名	規 格	数量
洲原公園レク(プール)	ロビーチェア	カリモク DSWR	8脚
〃	応接用テーブル	カリモク TS3525AR	2脚
〃	その他机	イーキAC-3890-21	1脚
〃	カウンター	イーキHCM-2985	2台
〃	角型テーブル	コクヨBT-S413W	2脚
〃	片袖机	イーキCS-2170	2脚
〃	事務用平机	イーキCS-2172N-21	6脚
〃	その他テーブル類	ニチエス ニューベルニナLNB-01(テーブル)	2脚
〃	その他テーブル類	セノー JT9021(テーブル)	2脚
〃	会議室用椅子	コクヨ CK656B	5脚
〃	その他椅子類	セノー JT9040(プール用デッキチェア)	4脚
〃	ロビーチェア	イーキ LED-656(ロビー用長いす)	1脚
〃	戸棚	ヤガミ 4型(器機戸棚)	1台
〃	ロッカー	アルファ NS-1245B(貴重品ロッカー)	1台
〃	食器棚	コクヨ BK-W11W	1台
〃	収納棚	イーキ RL164M-50(スチール棚)	2台
〃	用具庫	ITO CT88(掃除用器具庫)	1台
〃	収納棚	イーキ RN6644-1(中量棚)	2台
〃	ビート板整理棚	ミノリSV-13(ビート版整理棚)	1台
〃	その他箱類	ITO FD-6315(ファッションケース)	2個
〃	保管庫	コクヨ S335AY S314B(保管庫引違い)	2個
〃	保管庫	コクヨ S314S-335AY S335GAY(保管庫引違い)	1個
〃	保管庫	コクヨ S-335AY S-335GAY(保管庫引違い)	2個
〃	ロッカー	コクヨ LK4CAY	7台
〃	その他保管庫	ITO G192 キーケース	1個
〃	金庫	コクヨ HS-E40	1個
〃	テレビ台	ITO TV-310-B	1台
〃	その他保管庫	エバニュー KE231(整理カゴブラー)	2個
〃	プラントボックス	イーキ LCB-315P-20	3個
〃	プラントボックス	コクヨ PX10	1個
〃	案内板	コクヨ GB10	1枚
〃	案内板	コクヨ GB5	5枚
〃	案内板	コクヨ GB5N	1枚
〃	傘立	コクヨ US-G20N	9個
〃	黒板	コクヨ BB-HC236MW1(壁掛黒板)	1枚
〃	黒板	コクヨ BB-H236MW1	1枚
〃	その他立類	コクヨ GB-S3M(サインスタンド)	1個
〃	その他立類	注意表示	1個
〃	その他台	コクヨ TT-120W(電話台)	1台
〃	その他立類	ITO KA4-9(ハンフレットスタンド)	1台
〃	掲示板	オカムラ 4390EC-P533(両面ピンナップ掲示板)	1枚
〃	タイマー	ST-6LHスタント'式	1個
〃	時計	450φ JIS防雨型(設備時計)	1個
〃	プールクリーナー	四柳スイトール ニュージェットNZ-77(全自動プール掃除機)	1台
〃	ポリッシャー	ポミー CCP120H防水(電気ポリッシャー)	2個
〃	その他水泳用	ミノリ LM-250(プールカバーシート巻取機)	2個
〃	プールクリーナー	四柳スイトールSP83型W・C付	1台
〃	洗浄機	山崎 K-1120(高水圧洗浄機)	1台
〃	電話機	PテレホンC	1個
〃	テレビ	日立29型 C29-FB210	1台
〃	診察用寝台	ヤガミ ET-180P	1台
〃	担架	ヤガミ NK-1-N(二つ折足付)	1個
〃	担架収納ケース	ヤガミ SHC-1	1個
〃	台車	コクヨTK11(手押し車)	1台
〃	2連はしご	ピカ2ALF-66 アルファ型(アルミ二連梯子)	1個

所在場所	品 名	規 格	数量
洲原公園レク(プール)	脚立	コクヨ SP35	1脚
〃	脚立	コクヨ SP37	1脚
〃	プールフロアー	ミナリ FN-2	21個
〃	カッター	コクヨ DN-1 (ペーパーカッター)	1個
〃	コースロープ	SA-80H 25M 公認タイプ	6本
〃	監視台	サンリツ SN-310H	2台
〃	監視台	サンリツ SN-3102	2台
〃	ロッカー	コインロッカー アルファNS-5W	40台
〃	その他掛類	コクヨZR-PS313 (パンフレットスタンド)	2台
〃	冷蔵庫	YRZF19B1	1台
〃	下駄箱	イトーキ HDK-1046AT (シューズボックス)	1個
〃	券売機	グローリー VT-B20	1台
〃	台車	ドンキーカート トラスコ中山 N503	2台
〃	車椅子	マキテック 自走式車椅子セレクト KS50	1台
〃	掃除機	プールロボットモーターDX B-6209	1台
〃	その他水泳競技用器具	プールコースロープ	5枚
〃	その他水泳競技用器具	プールシートカバーDX	22枚
〃	両替機	ER-80-H	1台
〃	ロッカー	アルファNS-4w (8人用)	1台
洲原公園レク(クラブハウス)	会議用テーブル	コクヨ KT-RS200T	5脚
〃	会議室用椅子	コクヨ CK656B	18脚
〃	ロッカー	アルファ NS-1682W (コインロッカー)	4台
〃	ロッカー	アルファ NS-1684W (コインロッカー)	4台
〃	傘立	コクヨ US-50	1個
〃	黒板	ITO WSF34	1枚
〃	その他台	ITO TL-416R (電話台)	1台
〃	雑誌入	コクヨ ZR-23 (マガジンラック)	1台
〃	ロープ巻取器	ミナリ LM-155 (コースロープ巻取器)	2個
〃	テニス審判台	TOEI LIGHT H150	4台
洲原公園レク(ロッジ)	会議用テーブル	コクヨ KTES200T	24脚
〃	教卓	コクヨ SSD160	1卓
〃	座卓	ホウトク FE-930	15卓
〃	事務用平机	イトーキ CS-2172N-22 (事務机)	1脚
〃	食卓	ITO 65J (食堂用テーブル)	7脚
〃	食卓	AT-S16M (食堂用テーブル)	1脚
〃	その他テーブル類	コクヨ RT-11	2脚
〃	ロビーチェアー	イトーキ LED-6563-30 (65型長いす)	1脚
〃	事務用椅子(肘なし)	コクヨ CK656B	111脚
〃	事務用椅子(肘なし)	コクヨ CK465	8脚
〃	ロビーチェアー	コクヨ CN-157BVF64 (長いす)	2脚
〃	ロッカー	コクヨ CLK65AY (クリーンロッカー)	1台
〃	収納棚	ITO A-6445-5 (軽量棚)	8個
〃	ロッカー	コクヨ SLKY9LAY (スクールロッカー)	2台
〃	ロッカー	コクヨ SLKY18CAY (スクールロッカー)	2台
〃	その他棚類	1500×420×810引出し付 (台下戸棚)	1台
〃	保管庫	コクヨ S355S314B	1台
〃	ロッカー	アルプス 4LK	1台
〃	ロッカー	CLK-35M (清掃道具入れ)	1台
〃	傘立	コクヨ VS151	1個
〃	その他箱類	ITO G40-B (キーケース)	2個
〃	案内板	コクヨ GB-5	1枚
〃	黒板	コクヨ BB-234W1-7C32 (片面黒板)	1枚
〃	衝立	ITO RD-38ロープ付 (ロープパーテーション)	2枚
〃	回転黒板	コクヨ BB-R236	1枚
〃	無線電話機	SHARP CJ-V31CL (コードレステレホン)	1台
〃	冷蔵庫	ホシザキ HRF-12X3	1台
〃	スライド映写機	キャビン携帯ケース AF II-2500	1台

所在場所	品 名	規 格	数量
洲原公園レク(ロッジ)	扇風機	ナショナル F-K401C-B	2台
〃	台車	TK15(手押車)	2台
〃	灰皿スタンド	コクヨ SS320(スモーキングスタンド)	1台
〃	その他電気機器類	シャープ RESF10A(オーブンレンジ)	2台
〃	ロッカー	アルファNS-45F	1台
〃	洗濯機	パナソニック NAF6B2	2台
〃	乾燥機	パナソニック NHD603	2台

1 施設の概要

(1) 洲原温水プール

①建物（平成元年建築）

鉄筋コンクリート平屋（一部鉄骨）建築面積 2, 212. 40 m²

建築延床面積 2, 183. 47 m²

②施設

プールエリア内施設

- ・一般用プール（25m7コース、水深0. 95m～1. 15m）約390 m²
- ・児童用プール（水深0. 65m）約98 m²
- ・幼児用プール（水深0. 45m）約26 m²
- ・ロッカー室（男女各200人分、シャワー男2基女4基）
- ・男女各トイレ、採暖室2室

その他施設

- ・事務室、医務室、指導員室、ホール・ロビー
- ・男女各トイレ、障害者用トイレ兼ロッカー室
- ・ギャラリー30席
- ・自転車置場200台

(2) 洲原テニスコート

①建物（平成元年建築）

クラブハウス

鉄筋コンクリート平屋 建築面積 182. 27 m²

建築延床面積 178. 31 m²

②施設

センターコート1面（夜間照明750ルクス、観客席600席、オムニコート）

サブコート3面（夜間照明300ルクス、オムニコート）

クラブハウス

（ミーティングルーム12人、ロッカー男・女各24人、
シャワー室男・女各2箇所）

(3) 洲原デイキャンプ施設

①施設

デイキャンプ広場

野外卓（屋根付かまど：1箇所当たり最大16人利用可）6基

野外卓（かまど付：1箇所当り最大12人利用可）6基

持込用（1箇所当り最大15～20人利用可）6基

ファイヤー広場

屋根付ファイヤー場1箇所

(4) 洲原ロッジ

①建物（平成元年建築）

鉄筋コンクリート2階 建築面積450.67㎡

建築延床面積872.30㎡

②施設

宿泊室8室

- ・和室（15畳）6室
- ・和室（8畳）1室
- ・和室（6畳）1室

会議室（54人）、食堂、厨房、浴室（1階；男子・2階；女子）、洗面所、
談話コーナー、事務室、管理人室

各施設の使用料

洲原テニスコート使用料

区分		単位	金額
センターテニスコート		1面1時間につき	600円
センターテニスコート照明施設		1面1時間につき	1,000円
テニスコート		1面1時間につき	300円
テニスコート照明施設		1面1時間につき	500円
クラブハウス	シャワー施設	1回につき	100円
	冷暖房施設	1回1時間につき	100円
	ロッカー	1日1回につき	100円

備考：使用料の額が時間で定められている使用について、使用時間が1時間未満の
端数は、1時間として計算する。

洲原温水プール使用料

区分		単位	金額
個人	普通利用券	大人1人1回につき	300円
		幼児、小学生及び中学生 1人1回につき	100円
	回数利用券	大人1冊11枚つづり	3,000円
		幼児、小学生及び中学生 1冊11枚つづり	1,000円
団体 (20人以上)	団体利用券	大人1人1回につき	250円
		幼児、小学生及び中学生 1人1回につき	80円

備考

(1) この表において「大人」とは、小学生及び中学生以外の者をいう。ただし、小学

校就学前の者を除く。

(2) 大人1人につき、幼児（3歳以上で小学校就学前の者をいう。）1人は無料とする。

(3) 心身障害者（厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳の所持者をいう。）及びその付添介護者として市長が認める者が普通利用券を購入する場合は、半額とする。

(4) 65歳以上の者が普通利用券を購入する場合は、半額とする。

洲原ロッジ使用料

区分		単位	金額
宿泊	大人	1人1泊につき	1,010円
	小学生及び中学生	1人1泊につき	500円
休憩	大人	1人1回につき	400円
	小学生及び中学生	1人1回につき	200円

備考

(1) この表において「大人」とは、小学生及び中学生以外の者をいう。ただし、小学校就学前の者を除く。

(2) 小学校就学前の者は無料とする。ただし、寝具を使用したときは、小学生及び中学生と同額とする。

(3) 市民（衣浦東部広域行政圏及び本市を中心市として形成する定住自立圏の住民を含む。）以外の者が使用するときは、当該使用料に当該使用料の5割に相当する額を加えた額とする。

(4) 前号の使用料の計算において、10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てる。

2 清掃仕様書

洲原温水プール清掃内容

日常清掃

名 称	摘 要		回数	数量	
風除室	磁気タイル	床面、掃き拭き	1/D	18.96	m ²
ギャラリー、ホール、ロビー、医務室、洗濯室、廊下、身障者便所ロッカー	長尺	床面、掃き拭き	1/D	317.49	m ²
男子・女子ロッカー室、前室1・2	長尺	床面、掃き拭き	2/D	125.36	m ²
便所1.2、男子便所、女子便所	磁気タイル	床面、掃き拭き	2/D	53.43	m ²
便所1.2、男子便所、女子便所、前室1.2		鏡みがき	2/D		枚
ギャラリー	普通	手摺拭き	1/D	5.50	m
身障者便所	普通	手摺拭き	2/D	1.60	m
便所1・2、身障者便所ロッカー、男女便所		衛生陶器等の清掃、汚物処理、防臭剤・トイレトペーパー補充	2/D	63.26	m ²
前室1・2	手洗	衛生陶器等の清掃	1/D	6.00	個
風除室、ホール、ロビー	大	マットの清掃	1/D	6.00	m ²
ギャラリー、ホール、ロビー	レザール	椅子拭き	1/2D	72.00	脚
風除室	ガラス	ドア拭き	1/2D	20.00	m ²
ギャラリー	片面	ガラス拭き	1/2D	36.48	m ²
事務室	片面	ガラス拭き	1/2D	10.61	m ²
外周		危険物紙屑落葉塵芥等清掃	1/D	200.00	m ²
男子・女子ロッカー室	フタ付き	ロッカー清掃(フタ付)	2/D	76.44	m ²
男子・女子ロッカー室		スノコ清掃(拭き)	2/D	23.46	m ²
男子・女子ロッカー室	レザール	脱衣かご(拭き)	2/D	8.00	個

定期清掃

名 称	摘 要		回数	数量	
風除室	磁気タイル	床面洗浄、研磨	1/2M	18.96	m ²
事務室	普通	ドア拭き	1/D	4.00	本
医務室	普通	ドア拭き	1/D	2.00	本
洗濯室	普通	ドア拭き	1/D	1.00	本
身障者便所ロッカー	普通	ドア拭き	4/M	1.00	本
前室1・2	普通	ドア拭き	1/D	4.00	本
風除室、ホール、ロビー	大	マットの洗浄	1/M	4.00	枚
ホール、ロビー	フタ付き	貴重品ロッカー拭き	4/M	1.44	m ²
ホール、ロビー	片面	ガラス拭き	1/2M	110.00	m ²
男子ロッカー室、廊下	両面	ガラス拭き	4/M	3.95	m ²
身障便所ロッカー	フタ付き	ロッカー清掃(フタ付)	4/M	1.91	m ²
風除室	両面	ガラス拭き	1/M	57.00	m ²
プール屋外		危険物紙屑落葉塵芥等清掃	4/M	500.00	m ²
湯沸室		湯沸器、流し台の清掃	1/M	1.78	m ²

特別清掃

名 称	摘 要		回数	数量	
男子・女子ロッカー室、前室1・2、洗濯室、指導員室、ロッカー室3・4	タイルカーペット	床面洗浄、研磨	2/Y	175.37	m ²
ギャラリー、ホール、ロビー、医務室、事務室、廊下、身障者便所、ロッカー室、受付、湯沸室	長尺	床面洗浄、ワックス	2/Y	397.97	m ²
外部ガラス(風除室、ホール、ロビー、プール室西面)	片面	外部ガラス拭き	2/Y	224.43	m ²
外部ガラス(プール室南面、北面)	ポリカーボネート	外部ガラス拭き	2/Y	140.00	m ²
外部ガラス(プール室南面、北面)	片面	外部ガラス拭き	2/Y	279.00	m ²
照明器具	フロアランプ	清掃1灯	1/Y	10.00	灯
照明器具	電灯	清掃1灯	1/Y	114.00	灯
照明器具	電灯	清掃1灯カバー付	1/Y	53.00	灯
照明器具	蛍光灯	清掃1灯	1/Y	15.00	灯
照明器具	蛍光灯	清掃1灯カバー付	1/Y	45.00	灯
照明器具	蛍光灯	清掃2灯	1/Y	53.00	灯
事務室、ロッカー室、受付、指導員室、ロッカー室3・4、医務室、洗濯室、ギャラリーホール、ロビー、廊下、身障者便所ロッカー、前室1・2、男子・女子便所、便所1・2、風除室、湯沸室、男女ロッカー室		害虫駆除	2/Y	645.73	m ²
機械室		貯湯槽清掃	1/Y	6.50	m ³
屋外		受水槽清掃	1/Y	64.00	t
屋外		補給水槽清掃	1/Y	1.00	t
ギャラリー、ホール、ロビー、医務室、事務室、廊下、身障者便所ロッカー、ロッカー室1・2、受付、湯沸室	長尺	床面、ハクリ清掃、ワックス	1/Y	397.97	m ²

洲原テニスコート・クラブハウス清掃内容

日常清掃

	名 称	摘 要		回数	数 量	
全	玄関ホール	Pタイル	床面、掃き拭き	1/D	9.10	m ²
全	玄関ホール		マットの洗浄	1/D	1.00	m ²
全	廊下	Pタイル	床面、掃き拭き	1/D	14.40	m ²
全	便所	タイル	床面、掃き拭き	2/D	20.16	m ²
全	便所	タイル	衛生陶器等の清掃	2/D	20.16	m ²
F1	ロッカー室	Pタイル	床面、掃き拭き	2/D	31.18	m ²
F1	シャワー室	コンクリート	床面、掃き拭き	1/D	13.38	m ²
F1	ミーティングルーム	Pタイル	床面、掃き拭き	1/D	24.07	m ²

定期清掃

	名 称	摘 要		回数	数 量	
全	各室等	普通ム	ドア拭き、掃き拭き	1/D	20.00	本
F1	玄関	ガラス	ドア拭き	1/D	18.48	m ²

特別清掃

	名 称	摘 要		回数	数 量	
F1	ホール、廊下	Pタイル	床面、洗浄、ワックス	2/Y	23.90	m ²
F1	ロッカー室	Pタイル	床面、洗浄、ワックス	2/Y	31.18	m ²
F1	ミーティングルーム	Pタイル	床面、洗浄、ワックス	2/Y	24.07	m ²
全	窓ガラス	両面	ガラス拭き	2/Y	9.12	m ²
全	照明器具	蛍光灯	清掃1灯(カバー付)	1/Y	1.00	灯
全	照明器具	蛍光灯	清掃2灯、ワックス	1/Y	20.00	灯
全	照明器具	蛍光灯	清掃2灯(カバー付)、ワックス	1/Y	20.00	灯
全	照明器具	白熱灯	清掃1灯、ワックス	1/Y	11.00	灯
全	各室等		害虫駆除	2/Y	97.89	m ²
全	屋上		ドレン清掃	1/Y	13.50	m
全	テニスコート		清掃 A:センターコート B・C・D:サブコート	1/M	4.00	面
F1	ホール、廊下、ロッカー室、ミーティングルーム	Pタイル	床面 ハクリ洗浄、ワックス	1/Y	79.15	m ²

洲原ロジック清掃内容

日常清掃

	名 称		摘 要	回数	数 量	
全	廊下		ザラ板拭き	1/D	7.68	m ²
全	廊下	カーペット	床面、掃き拭き	1/D	51.65	m ²
全	階段	カーペット	床面、掃き拭き	1/D	15.00	m ²
全	便所	タイル	床面、掃き拭き	2/D	46.50	m ²
全	便所	タイル	衛生陶器等の清掃、汚物処理、防臭剤・トイレトペーパー補充	2/D	46.50	m ²
全	会議室、食堂、談話コーナー、玄関		椅子拭き	1/D	120.00	脚
F1	玄関	コンクリート	床面、掃き拭き	1/D	16.20	m ²
F1	ホール	カーペット	床面、掃き拭き	1/D	58.75	m ²
F1	和室	畳	床面、掃き拭き	1/D	99.12	m ²
F1	談話コーナー	カーペット	床面、掃き拭き	1/D	19.35	m ²
F1	脱衣室、洗面所	板Pタイル	床面、掃き拭き	1/D	13.35	m ²
F1	食堂	板Pタイル	床面、掃き拭き	1/D	75.51	m ²
F1	喫煙コーナー	カーペット	床面、掃き拭き	1/D	8.17	m ²
F1	浴室	タイル	衛生陶器等の清掃	1/D	7.00	m ²
F2	ホール	カーペット	床面、掃き拭き	1/D	37.64	m ²
F2	和室(4室)	畳	床面、掃き拭き	1/D	92.30	m ²
F2	談話コーナー	カーペット	床面、掃き拭き	1/D	19.35	m ²
F2	脱衣室、洗面所	板Pタイル	床面、掃き拭き	1/D	13.35	m ²
F2	浴室	タイル	衛生陶器等の清掃	1/D	7.00	m ²
F2	会議室	Pタイル	床面、掃き拭き	1/D	117.71	m ²

定期清掃

	名 称		摘 要	回数	数 量	
全	廊下	フタ無し	下駄箱の清掃	1/M	7.68	m ²
全	各室等	普通	ドア拭き	1/D	34.00	本
F1	玄関	ガラス	ドア拭き	1/D	20.65	m ²
全	階段	普通	手摺拭き	1/D	15.20	m
全	和室	タタミ	畳拭き	2/M	182.42	m ²

特別清掃

	名 称		摘 要	回数	数 量	
F1	事務室	Pタイル	床面、洗浄、ワックス	2/Y	11.34	m ²
F1	食堂	Pタイル	床面、洗浄、ワックス	2/Y	75.51	m ²
F2	会議室	Pタイル	床面、洗浄、ワックス	2/Y	117.71	m ²
全	廊下、ホール、展示コーナー、談話コーナー	カーペット	床面、洗浄	2/Y	186.74	m ²
全	窓ガラス	両面	ガラス拭き	2/Y	187.04	m ²
全	照明器具	蛍光灯	清掃1灯	1/Y	3.00	灯
全	照明器具	蛍光灯	清掃2灯	1/Y	68.00	灯
全	照明器具	蛍光灯	清掃2灯(カバー付)	1/Y	73.00	灯
全	照明器具	白熱灯	清掃1灯	1/Y	26.00	灯
全	照明器具	白熱灯	清掃1灯(カバー付)	1/Y	8.00	灯
全	各室等		害虫駆除	2/Y	779.05	m ²
全	和室等	タタミ	畳干し	1/Y	108.00	枚
全	屋上		ドレン清掃	1/Y	86.00	m
	事務室、食堂、会議室	Pタイル	床面、ハクリ清掃、ワックス	1/Y	204.56	m ²
外	厨房排水溝最終枡		バキューム清掃	6/Y	1.00	槽
F1	厨房内排水溝	U字溝	デッキブラシ清掃	8/M	9.00	m
F1	厨房内		シンク皿清掃	8/M	7.00	個所
F1	厨房内清掃		流しステンレス台、換気扇、冷蔵庫、レジフット(フット・グリッパ・フィルター)、床・壁面タイル清	4/Y	1.00	式
機械室	貯湯槽清掃		1基	1/Y	1.35	m ³

3 共通仕様書

件名	法定	項目	回数	備考（仕様）
汚水処理施設 保守点検	法	通常点検（維持管理）	年 26 回以上	浄化槽型式 AWR-56 m ³ /日-10 mg/1 545 人槽
		定期点検（水質検査）	年 2 回	
		法定検査（11 条検査）	年 1 回	
		T-N・TP 検体	年 2 検体	
		COD 検体	年 2 検体	
		薬剤消毒	年 96 kg	
		汚泥処理	年 20 m ³ 以上	
空調設備保守 点検		空気調和機 2 台 空冷ヒートポンプ （天埋型） 3 台 顕熱交換扇 1 式 換気ファン 1 式 デリベントファン 1 式 エアコン （天吊型） 2 台	2 回/年 （5、11 月）	洲原温水プール
		エアコン （天埋型） 1 台		洲原テニスコート（クラブハウス）
		エアコン （天埋型） 11 台 （床置型） 1 台 （マルチパック型） 3 台		洲原ロッジ
		室内機フィルター清掃	4 回/年	

件名	法定	項目	回数	備考（仕様）
消防設備保守 点検	法	外観・機能点検	期間中1回	洲原温水プール 自動火災報知設備 受診機 （P型1級10L） 1台 感知機 （差動式感知機-39箇所、定 温式感知機-11箇所、煙感 知機-7箇所） 発信機 6箇所 ベル 6箇所 表示灯 6箇所 非常警報（放送）設備 本体 1台 スピーカー 17箇所 誘導灯設備 13箇所 ガス漏れ火災警報器 屋内消火栓設備 2箇所 消火器 9本 洲原テニスコート（クラブハウス） 消火器 1本 洲原ロッジ 自動火災報知設備 副受診機（10L） 1台 感知機 （差動式感知機-20箇所、定 温式感知機-14箇所、煙感 知機-5箇所） 発信機 2箇所 ベル 2箇所 表示灯 2箇所 非常警報（放送）設備 本体 1台 スピーカー 14箇所 誘導灯設備 7箇所 屋内消火栓設備 2箇所 消火器 6本
		外観・機能・総合点検	期間中1回	
		防火管理点検	期間中1回	

件名	法定	項目	回数	備考（仕様）
電気保安業務	法	保守点検(定期 A) 定期点検(定期 B)	毎月 1 回 年 1 回	設備容量 275kVA 受電電力 6,600V
ガス・イヤー 保守点検		炉内清掃作業	1 回/年	洲原温水プール GSL-500BN 型 1 缶 GSL-630CN 型 1 缶 洲原ロッジ GSAN-160WN 型 1 缶
		アワー・メーター記録 本体関係 バーナー関係 安全装置 その他点検	4 回/年	
		ばい煙測定	3 回/年	

4 標準仕様書／洲原温水プール

設 備	内 容		実施回数等
衛生管理(検査)	PH 値	一般用プール 1箇所 児童用・幼児用プール 1箇所	月 1 回以上
	濁度		
	過マンガン酸カリウム消費量		
	大腸菌群		
	一般細菌		
	残留塩素(遊離)		
	総トリハロメタン(夏季のみ)		年 1 回以上
	レジオネラ菌		
	ろ過後の濁度	3 箇所	
水質検査等	PH 値		1 回/2 時間
	残留塩素		
	室温、水温及び湿度		
	ガスメーター		2 回/日(始業前及び 終業後)
警備業務	日常警備 一般公衆回線(常時断線監視機能付) セコム MX		毎日
空調用自動制御機器 及び中央監視装置	自動制御機器		5 回/年
	中央監視本体		
	熱源関係		4 回/年
	計測校正関係		2 回/年
	中央監視ローカル		
	単体ループ点検		
	システム点検		3 回/年
ソーラー設備	集熱器 120 基 蓄熱槽 1 基 集熱ポンプ 1 式 集熱コントローラー 1 式 凍結防止システム(開放落水型) 1 式		2 回/年
自動ドア	電動式 DS 型 4 箇所		4 回/年

設 備	内 容	実施回数等
ポンプ 及び コンプレッサー 保守点検	加圧給水ポンプ ジャンポンポンプ コンプレッサーの点検 エアクーラー	2 回/年
ろ過装置保守点検	ヘアキャッチャー ろ過ポンプ 濾剤交換	1 回/年
	ろ過工程点検	1 回/月
	残留塩素系 PH 計 ORP 計	1 回/月
	プレフィルター	1 回/月
	制御パネル	1 回/月
	薬液タンク 薬液注入ポンプ その他点検	1 回/月

①プール水は、残塩素 0.4 mg/ℓ以上、1.00 mg/ℓ以下とし、その他愛知県条例に定める水質基準を保つようにすること。また、水質管理を行うため次表のとおり水質検査を行い、検査結果は毎回記録し、検査結果に不良な点が発見された場合には、市に報告すると共に原因等を調査し、復旧を行うこと。

②飲料水としても使用しているため、水道法第 34 条の 2 第 2 項の規定に基づく簡易専用水道の管理に係る検査を年 1 回実施すること。

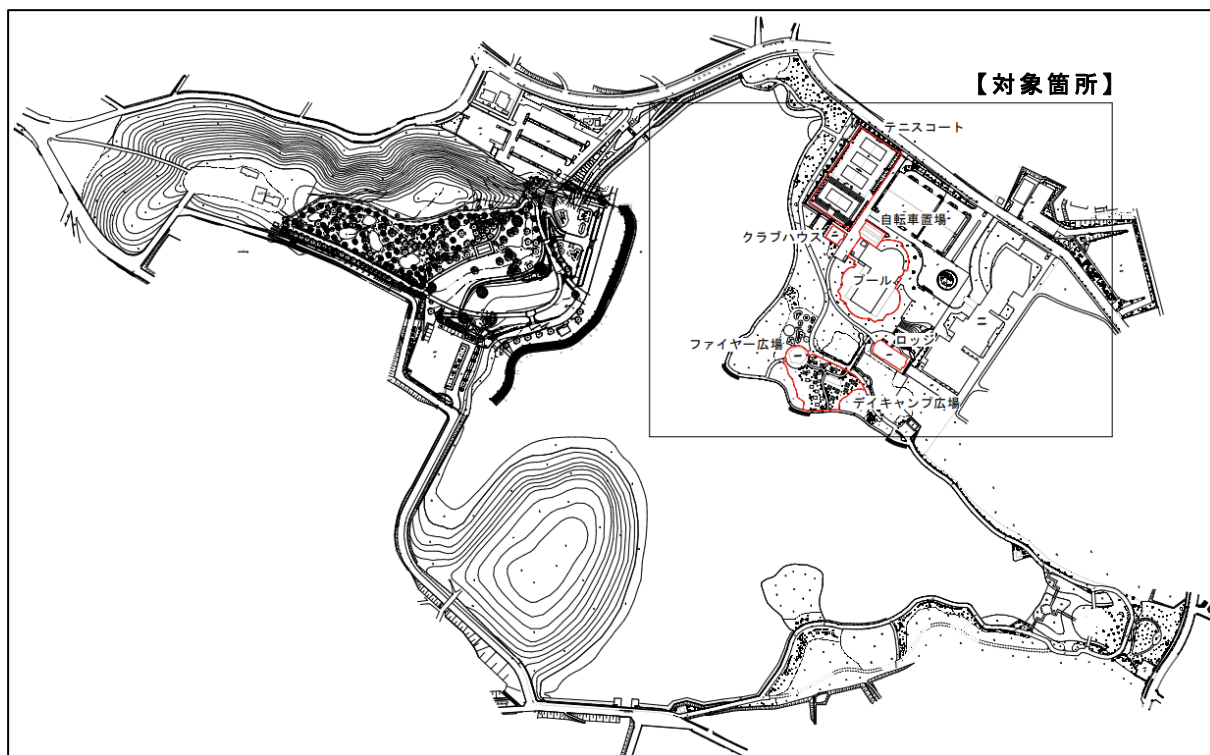
5 標準仕様書／洲原ロッジ

設 備	内 容	実施回数等
衛生管理	寝具(68セット) 掛布団 夏用掛布団 敷布団 毛布 枕	年2回消毒乾燥
	カー 掛布団(夏用含む) 敷布団 毛布 枕	宿泊利用者分クリーニング
宿直業務	寝具等の管理 厨房の点検 施設全体の夜間巡視点検	宿泊者利用日

①食器、調理具等の点検をし、必要に応じて漂白、洗浄すること。

②浴槽内を清潔に保ち、年1回浴用水質検査を行い、レジオネラ症防止に努めること。

6 指定管理区域図



【対象箇所（拡大図）】

